

南城市国民保護計画

資料編

令和 6 年 4 月変更

南 城 市

目 次

1	関係機関の連絡先	1
	資料 1－1 関係機関の連絡先	1
2	国民保護協議会関係	7
	資料 2－1 南城市国民保護協議会条例	7
	資料 2－2 南城市国民保護協議会委員名簿	8
	資料 2－3 国民保護協議会の開催状況	9
3	国民保護対策本部関係	10
	資料 3－1 南城市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	10
4	安否情報及び被災情報関係	12
	資料 4－1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安 否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	12
	資料 4－2 火災・災害等即報要領	21
5	自衛隊関係	47
	資料 5－1 自衛隊の部隊等の国民保護等派遣	47
6	航空・海上・陸上交通等の概要	48
	資料 6－1 海上交通	48
	資料 6－2 陸上交通	50
7	避難関係	51
	資料 7－1 避難施設の一覧	51

1 関係機関の連絡先

資料 1－1 関係機関の連絡先

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成 30 年 4 月)、一部修正】

(1) 指定行政機関等

名 称	担当部署	所 在 地
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	担当部署は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課 国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房 総合政策課	千代田区霞が関3-1-1
国税庁	担当部署は財務省と同様	千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関3-2-2
スポーツ庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
文化庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課	千代田区霞ヶ関1-2-2
農林水産省	大臣官房 文書課	千代田区霞ヶ関1-2-1
林野庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
水産庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房 危機管理・災害対策室	千代田区霞ヶ関1-3-1
資源エネルギー庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房 危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3
観光庁	担当部署は国土交通省と同様	千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部 企画課	千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部	千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷 1

名 称	担当部署	所 在 地
環境省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	原子力防災課	港区六本木1-9-9
防衛省	防衛政策局 運用政策課	新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	担当部署は防衛省と同様	新宿区市谷本村町5-1

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関等）

	名 称	担当部署	所 在 地
1	沖縄総合事務局	総務部主任調査官室	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
2	九州管区警察局	広域調整第二課	福岡県福岡市博多区東公園7-7
3	沖縄防衛局	地方調整課	嘉手納町字嘉手納290-9
4	沖縄総合通信事務所	総務課	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階
5	沖縄地区税関	総務課	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
6	九州厚生局沖縄分室	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
7	沖縄労働局	総務課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館
8	沖縄森林管理署	総務グループ	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
9	那覇産業保安監督事務所	管理課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館
10	大阪航空局那覇空港事務所	総務課	那覇市安次嶺531-3
11	神戸航空交通管制部那覇分室	総務課	那覇市鏡水334番地
12	沖縄气象台	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
13	第十一管区海上保安本部	総務課	那覇市港町2-11-1
14	九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎

(3) 関係指定公共機関等

	名 称	担当部署	所 在 地
1	沖縄電力株式会社	送配電本部 配電部 那覇支店	那覇市旭町114番地4
2	日本航空株式会社沖縄支店	企画総務課	那覇市山下町3-24
3	全日本空輸株式会社沖縄支店	総務課	那覇市久茂地1-7-1
4	日本トランスオーシャン航空株式会社	総務部	那覇市山下町3-24

5	琉球海運株式会社	管理部	那覇市西1-24-11
6	N T T 西日本沖縄支店	事業推進室	浦添市城間4-35-1
7	株式会社N T T ドコモ 九州支社沖縄支店	企画総務担当	那覇市壺川3-3-5
8	西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所	統括課	浦添市西原4-41-1
9	日本銀行那覇支店	総務課	那覇市おもろまち1-2-1
10	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	那覇市与儀1-3-1 複合管理棟 5 F
11	日本郵便株式会社沖縄支社	経営管理本部 総務・人事部	那覇市東町26-29
12	日本放送協会沖縄放送局	企画編成部	那覇市おもろまち2-6-21

(4) 指定地方公共機関

	名 称	担当部署	所 在 地
1	琉球エアークommuter株式会社	業務部	那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭 橋A街区3階
2	久米商船株式会社	海務部	那覇市前島3-16-9
3	大東海運株式会社	総務課	那覇市前島3-25-5
4	合資会社多良間海運	総務課	宮古島市平良字下里108-11
5	八重山観光フェリー株式会社	総務部	石垣市美崎町1番地
6	有限会社安栄観光	船舶課	石垣市美崎町1番地
7	合資会社福山海運		与那国町85
8	一般社団法人沖縄県バス協会	業務課	那覇市泉崎1-20-1
9	公益社団法人沖縄県トラック協会	業務課	那覇市港町2-5-23
10	沖縄都市モノレール株式会社	総務課	那覇市安次嶺377-2
11	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タ クシー協会	総務課	那覇市泉崎2-103-4
12	沖縄セルラー電話株式会社	総務部 リスクマネジメント部	那覇市松山1-2-1
13	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安 協会	業務課	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター
14	沖縄ガス株式会社	総務課	那覇市西3-13-2
15	一般社団法人沖縄県医師会	業務一課	南風原町字新川218-9
16	一般社団法人沖縄県歯科医師会	業務課	南風原町字新川218-1
17	一般社団法人沖縄県薬剤師会		南風原町字新川218-10
18	株式会社ラジオ沖縄	報道部	那覇市西1-4-8
19	沖縄テレビ放送株式会社	総務部	那覇市久茂地1-2-20

	名 称	担当部署	所 在 地
20	琉球朝日放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
21	琉球放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
22	株式会社エフエム沖縄	総務部	浦添市字小湾40

(5) 自衛隊

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
陸上自衛隊 第15旅団	司令部第3部	那覇市鏡水679	(098) 857-1155	
陸上自衛隊 知念分屯地	知念分屯地	南城市知念字知念1177-2	(098) 948-2814	
航空自衛隊 知念分屯基地	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷1641	(098) 948-2813	

(6) 県、県教育機関、県警本部及び市町村代表

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
沖縄県	防災危機管理課	那覇市泉崎1-2-2	(098) 866-2143	(098) 866-3204
沖縄県	南部土木事務所	那覇市旭町116-37	(098) 866-1129	(098) 866-6906
沖縄県教育委員会		那覇市泉崎1-2-2	(098) 866-2705	(098) 866-2710
沖縄県警察本部	警備第二課	那覇市泉崎1-2-2	(098) 862-0110	
与那原警察署	警備課	与那原町与那原3085	(098) 945-0110	
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町116-37	(098) 963-8616	(098) 963-8621
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町116-37	(098) 963-8651	(098) 963-8654

(7) 市町村

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
那覇市	防災危機管理課	那覇市泉崎1-1-1	(098) 861-1102	(098) 862-0614
宜野湾市	防災危機管理室	宜野湾市字野嵩1-1-1	(098) 892-3151	(098) 892-7022
石垣市	防災危機管理課	石垣市宇真栄里672	(0980) 87-5533	(0980) 83-1427
浦添市	防災危機管理課	浦添市安波茶1-1-1	(098) 876-1190	(098) 879-0290
名護市	総務課	名護市港1-1-1	(0980) 53-1213	(0980) 53-6210
糸満市	秘書防災課	糸満市潮崎町1-1	(098) 840-8245	(098) 840-8112
沖縄市	防災課	沖縄市仲宗根町26-1	(098) 939-1212	(098) 934-0665
豊見城市	総務課	豊見城市宜保1-1-1	(098) 850-8165	(098) 850-5343
うるま市	危機管理課	うるま市みどり町1-1-1	(098) 979-6760	(098) 979-7340

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
宮古島市	防災危機管理課	宮古島市平良字西里1140	(0980) 73-1961	(0980) 73-1645
南城市	秘書防災課	南城市佐敷字新里1870	(098) 917-5378	(098) 948-7149
国頭村	総務課	国頭村字辺土名121	(0980) 41-2101	(0980) 41-5910
大宜味村	総務課	大宜味村字兼久157	(0980) 44-3001	(0980) 44-3139
東村	総務財政課	東村字平良804	(0980) 43-2201	(0980) 43-2457
今帰仁村	総務課	今帰仁村字仲宗根219	(0980) 56-2101	(0980) 56-4270
本部町	総務課	本部町字東5	(0980) 47-2101	(0980) 47-4576
恩納村	総務課	恩納村字恩納2451	(098) 966-1200	(098) 966-2779
宜野座村	総務課	宜野座村字宜野座296	(098) 968-5111	(098) 968-5037
金武町	総務課	金武町字金武1	(098) 968-2111	(098) 968-2475
伊江村	総務課	伊江村字東江前38	(0980) 49-2001	(0980) 49-2003
読谷村	総務課	読谷村字座喜味2901	(098) 982-9201	(098) 982-9202
嘉手納町	総務課	嘉手納町字嘉手納588	(098) 956-1111	(098) 956-9508
北谷町	基地・安全対策課	北谷町字桑江1-1-1	(098) 936-1234	(098) 936-7474
北中城村	総務課	北中城村字喜舎場426-2	(098) 935-2233	(098) 935-3488
中城村	総務課	中城村字当間585-1	(098) 895-2131	(098) 895-3048
西原町	環境安全課	西原町字与那城140-1	(098) 945-5018	(098) 946-6086
与那原町	環境安全課	与那原町字上与那原16	(098) 945-4688	(098) 946-6074
南風原町	総務課	南風原町字兼城686	(098) 889-4415	(098) 889-7657
渡嘉敷村	総務課	渡嘉敷村字渡嘉敷183	(098) 987-2321	(098) 987-2560
座間味村	総務課	座間味村字座間味109	(098) 987-2311	(098) 987-2004
栗国村	総務課	栗国村字東483	(098) 988-2016	(098) 988-2206
渡名喜村	総務課	渡名喜村1917-3	(098) 989-2002	(098) 989-2197
南大東村	総務課	南大東村字南144-1	(09802) 2-2001	(09802) 2-2669
北大東村	総務課	北大東村字中野218	(09802) 3-4001	(09802) 3-4406
伊平屋村	総務課	伊平屋村字我喜屋251	(0980) 46-2001	(0980) 46-2956
伊是名村	総務課	伊是名村字仲田1687-22	(0980) 45-2001	(0980) 45-2467
久米島町	総務課	久米島町字比嘉2870	(098) 985-7121	(098) 985-7080
八重瀬町	総務課	八重瀬町字東風平1188	(098) 998-2200	(098) 998-4745
多良間村	総務財政課	多良間村字仲筋99-2	(0980) 79-2011	(0980) 79-2120
竹富町	防災危機管理課	石垣市美崎町11-1	(0980) 82-1109	(0980) 82-6199
与那国町	総務課	与那国町字与那国129	(0980) 87-2241	(0980) 87-2079

(8) 消防機関

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
那覇市消防局	警防課	那覇市銘刈2-3-8	(098) 867-0119	(098) 869-1190
宜野湾市消防本部	警防課	宜野湾市字野嵩677	(098) 892-2299	(098) 892-5300
石垣市消防本部	警防係	石垣市字真栄里672	(0980) 82-4050	(0980) 83-6698
浦添市消防本部	警防係	浦添市前田2-14-1	(098) 875-0119	(098) 988-0403
名護市消防本部	警防課	名護市大北3-31-50	(0980) 52-2119	(0980) 52-2442
糸満市消防本部	警防課	糸満市大里962	(098) 992-3661	(098) 992-2612
沖縄市消防本部	警防課	沖縄市美里5-29-1	(098) 929-1190	(098) 983-4588
豊見城市消防本部	警防課	豊見城市字高安339-1	(098) 850-9108	(098) 850-9563
うるま市消防本部	警防課	うるま市字大田44-1	(098) 975-2006	(098) 973-8313
宮古島市消防本部	警防課	宮古島市平良字下里1792-6	(0980) 72-0943	(0980) 73-1647
久米島町消防本部	警防課	久米島町字嘉手苅970	(098) 985-3281	(098) 985-3942
本部町今帰仁村消防組合消防本部	警防課	本部町字大浜850-3	(0980) 47-7119	(0980) 51-6015
島尻消防組合消防本部	警防課	南城市玉城字屋嘉部194	(098) 948-2512	(098) 948-7169
島尻消防署佐敷出張所		南城市佐敷字屋比久712	(098) 947-0124	
東部消防組合消防本部	警防課	南風原町字与那覇226	(098) 945-2200	(098) 889-7601
中城・北中城消防組合消防本部	警防課	北中城村字大城404	(098) 935-4748	(098) 935-3489
金武地区消防衛生組合消防本部	警防課	金武町字金武7745	(098) 968-0991	(098) 968-2429
国頭地区行政事務組合消防本部	警防課	国頭村字辺土名1727	(0980) 41-5700	(0980) 41-2915
比謝川行政事務組合ニライ消防本部	警防課	嘉手納町字屋良1220	(098) 956-9914	(098) 956-9944

2 国民保護協議会関係

資料 2－1 南城市国民保護協議会条例

○南城市国民保護協議会条例

平成 18 年 10 月 17 日

条例第 172 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、南城市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 議会の委員の定数は、26 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2－2 南城市国民保護協議会委員名簿

	所属	職 名	氏 名	国民保護協議会
1	南城市	市長	古謝景春	
2	中城海上保安部	部長	山田宏一	
3	与那原警察署	署長	中村正喜	
4	沖縄県土木建築部南部土木事務所	所長	仲嶺智	
5	保健医療部 南部保健所	所長	森近省吾	
6	沖縄電力株式会社 那覇支店	支店長	喜納篤	
7	N T T 西日本沖縄支店	設備部長	住谷隆嘉	
8	陸上自衛隊第 15 高射特科連隊	第 1 高射中隊長	大前宏之	
9	南城市社会福祉協議会	会長	城間寿史	
10	南城市区長会（津波古区長）	会長	宮城雄一	
11	南城市女性会	会長	照喜名和美	
12	南城市商工会	会長	津波古孝弥	
13	島尻消防	消防長	屋比久学	
14	南城市	副市長	當眞隆夫	
15	南城市 教育委員会	教育長	具志堅兼栄	
16	南城市 総務部	部長	泉直人	
17	南城市 企画部	部長	玉城勉	
18	南城市 市民部	部長	城間みゆき	
19	南城市 福祉部	部長	外間勝利	
20	南城市 土木建築部	部長	玉那覇勲	
21	南城市 上下水道部	部長	中村勉	
22	南城市 農林水産部	部長	外間孝明	
23	南城市 議会事務局	局長	中本和正	

資料 2－3 国民保護協議会の開催状況

年 月 日	内 容

3 国民保護対策本部関係

資料 3－1 南城市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

○南城市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 10 月 17 日
条例第 173 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、南城市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、南城市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 安否情報及び被災情報関係

資料 4－1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成 17 年 3 月 28 日
総務省令 第 44 号

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを

確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）	第3条、第4条及び第5条
--	--------------

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〔平成25年5月法律第27号〕（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第2条 〔一項略〕

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報廣告書

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「④負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 4 ※印の欄には記入しないでください。
----	---

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(2) 被災情報関係

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
沖 縄 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

資料 4－2 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

（ 昭和 59 年 10 月 15 日 ）
消防災第 267 号消防庁長官

（ 最終 令和 5 年 5 月 12 日 ）
改正 消防庁第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等につ

いては、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であつても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であつても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) 被災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故
- }

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重 症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

< 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等	人（ 人 ） { 重 症 人（ 人 ） 中等 症 人（ 人 ） 軽 症 人（ 人 ）	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報告者名			
災害名		(第 報)			

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			

被害の状況	人的被害	死 者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟	
		不 明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													

応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)	
	自衛隊派遣要請の状況		
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

(避難指示等の発令状況)

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

火災等即報

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの	
② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの	
③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	①特定防火対象物で死者の発生した火災 ②高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④特定違反対象物の火災 ⑤建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	①焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ②空中消火を要請又は実施した火災 ③住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	①航空機火災 ②タンカー火災 ③社会的影響度が高い船舶火災 ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
その他	①特殊な原因による火災 ②特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤海上、河川への危険物流出事故 ⑥高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第3号様式にて報告をすること。

救急救助事故

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①死者5人以上の救急事故②死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故③要救助者が5人以上の救助事故④覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故⑤消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故⑥消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故⑦自衛隊に災害派遣を要請したもの⑧その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 |
|---|

武力攻撃災害等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）②武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害） |
|--|

災害即報

次に該当する災害については、第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて報告をすること。なお、管内の市区町村において、避難指示又は高齢者等避難が発令された場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

一般基準	
①災害救助法の適用基準に合致するもの ②都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	①震度5弱以上を記録したもの（ <u>震度6弱以上については、特別警報に該当</u> ） ②人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	①津波警報又は津波注意報が発表されたもの（ <u>大津波警報については、特別警報に該当</u> ） ②人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	①崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ②洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	①積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの ②積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	①噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（ <u>噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当</u> ） ②火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第1号様式又は第2号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	①航空機火災 ②タンカー火災 ③社会的影響度が高い船舶火災 ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	①危険物施設、 高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故 （石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	①原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報

次の事故等については、市町村は第 3 号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等
①武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ②武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害直接即報

次の災害については、市町村は第 4 号様式（その 1）又は第 4 号様式（その 2）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

5 自衛隊関係

資料 5－1 自衛隊の部隊等の国民保護等派遣

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成 30 年 4 月)】

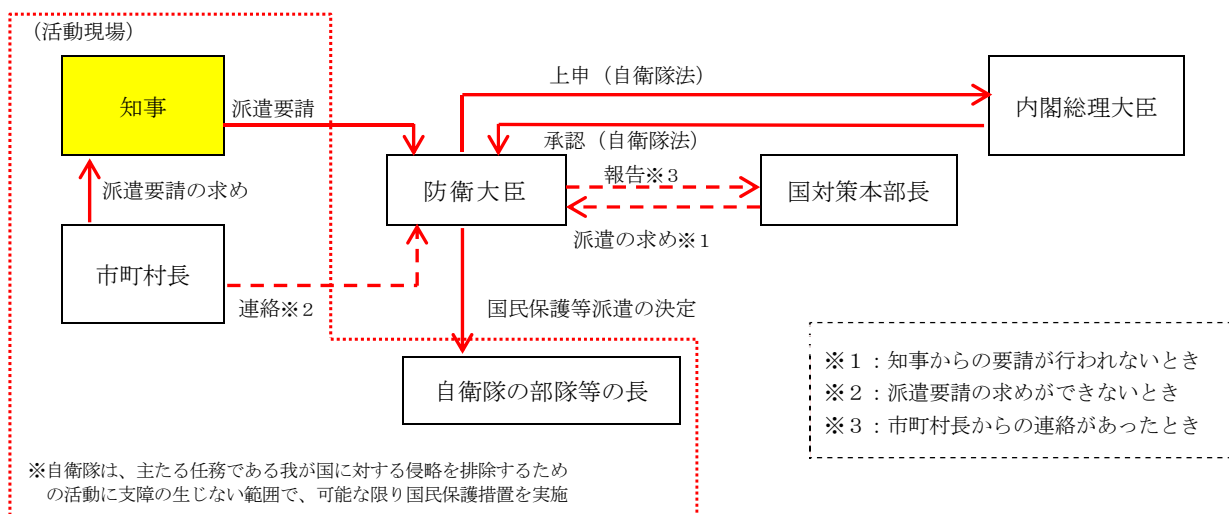
(1) 武力攻撃事態等において沖縄県との連絡調整を担当する部隊等の長

区分	部隊等の長名及び窓口	所在地	連絡先
陸上自衛隊	西部方面総監 (総務部)	熊本市東町 1-1-1	(096) 368-5111 内線 2862 (当直 2391)
海上自衛隊	佐世保地方総監 (防衛部)	佐世保市平瀬町 18	(0956) 23-7111 内線 3225 (当直 3222)
航空自衛隊	南西航空方面隊司令官 (防衛部)	那覇市字当間 301	(098) 857-1191 内線 2236 (当直 2204)

(2) 国民保護等派遣要請の手続

県	知事は、国民保護等派遣の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行い、事後において速やかに、文書を提出する。
市町村	1 市町村長は、国民保護措置のため、特に必要があるときは、知事に対して国民保護等派遣の要請の求めを行う。 2 市町村長は、知事へ国民保護等派遣の要請の求めができないときは、防衛大臣へ連絡する。
【国民保護等派遣の要請に際して明らかにすべき事項】 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

(3) 自衛隊の国民保護等派遣の要請の流れ



6 航空・海上・陸上交通等の概要

資料 6－1 海上交通

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成 30 年 4 月)、一部修正】

(1) 港湾の係留施設状況

ア 重要港湾

港 名	地区名	施設名	数 量	最大対象船舶（トン数）
中城湾	津 堅	物揚場（-3.0m）	120m	100 G/T
		物揚場（-2.5m）	100m	5 G/T
		物揚場（-2.5m）	80m	—
		船揚場	0m	—
		船揚場	50m	
		浮栈橋	1基	20 t
	アギ浜	物揚場（-2.5m）	100m	10 G/T
		船着場（-2.5m）	50m	—

G/T(総トン数)・・・船舶の甲板から下の部分の容積と甲板から上の客室、船員用室などの容積を加えた数値を100立方フィートを1トンとして表したトン数。

イ 地方港湾

港 名	地区名	施設名	数 量	最大対象船舶（トン数）
徳 仁	徳 仁	物揚場（-2.5m）	40m	50 G/T
		物揚場（-2.0m）	90m	30 G/T
		船揚場	30m	—
		浮栈橋	1基	20 G/T

資料：土木建築部 港湾課

(注) ①物揚場の対象船舶の船型は漁船とする。

(2) 離島航路の現況

(久高島航路)

事業者番号 事業者名		久高海運 (名)	
航路番号 航路名 (沖縄第 号)		23 久高～安座真	
免許(許可)年月		S51. 5. 29	
航路距離(km)		8. 6	
片道所要時間(時分)		0:12	0:20
運航回数		3/日	3/日
使用船舶明細	船名	ニューくだかⅢ	フェリーくだかⅢ
	船質	合	鋼
	進水年月	H21. 7	H30. 3
	総トン数(G/T)	19	89
	機関	種類	D
		馬力(PS)	575×2
	航海速力(ノット)		24. 0
	旅客定員		80
	乗組員		2
	貨物搭載能力(トン)		—
	自動車航送能力		トラック 2 台又は乗用車 6 台
特記事項		補地自	
住所 TEL・FAX		〒901-1501 南城市知念字久高 231-4 TEL (久高) 948-2873 (安座真) 948-7785 FAX 兼	

資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」（令和5年12月）

注：補は国庫補助、地は地方補助、郵は郵便航送、自は自動車航路である。

(3) 本土航路の現況

(鹿児島航路)

免許番号 事業者名		九州 9264 号 マルエーフェリー(株)		九州 9265 号 マリックスライン(株)	
免許年月日 (事業開始年月日)		S. 32. 6. 28 (S. 32. 6. 28)		S. 28. 12. 25 (S. 28. 12. 25)	
起終点		鹿児島/奄美各島/本部/那覇		鹿児島/奄美各島/本部/那覇	
片道距離km		737		735	
所要時間 H		(往)25:00 (復)25:30		(往) 25:00 (復) 25:30	
運行回数		15/月		15/月	
使用船舶明細	船名	フェリー 波之上	フェリー あけぼの	クイーンコーラル プラス	クイーン コーラルクロス
	親水年月日	H24. 3	H20. 2	H20. 7	R3. 6
	総トン数 (G/T)	8,072	8,083	5,910	7,914
	航海速力 (ノット)	21	21	21. 4	21. 0
	最大出力 (PS)	8,250×2	8,250×2	9,000×2	12,000
	旅客定員	707	678	604	655
	乗組員	31	30	30	31
	貨物積載能力	6,300 m ³	6,142 m ³	5,080 m ³	4,912 m ³
自動車航送能力		2,016 m ³ トラック 48 台 乗用車 72 台	2,110 m ³ トラック 50 台 乗用車 76 台	1,593 m ³ トラック 43 台 乗用車 44 台	1,372 m ³ トラック 30 台 乗用車 44 台
		備考		備考	
		マルエーフェリー株式会社 〒894-0034 奄美市名瀬入舟町 8-21 TEL 099-224-2111 (代) 代理店 マルエー物流(株) TEL 098-861-1881 (代)		マリックスライン株式会社 〒892-0836 鹿児島市錦江町 1-7 TEL 099-226-2121 (代) 代理店 トランスネット沖縄(株) TEL 098-868-9598 (代)	

資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」（令和5年12月）

資料 6－2 陸上交通

【出典：沖縄県国民保護計画 資料編(平成 30 年 4 月)、一部修正】

(1) 一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業一覧表

令和 5 年 3 月 31 日現在

事業者名		所在地	免許(許可) 年月日	車両数				運転者数
				大型	中型	小型	合計	
乗合 ・貸切 兼業	東陽バス(株)	南城市佐敷字新里545	S26.8.7 H24.8.30 譲渡譲受	28	0	3	31	16
	沖縄観光バス(株)	南城市大里字平良 2480-7-403	H29.11.21 (営業区域拡大) 沖縄へ本社移転	4	0	2	6	4

資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」（令和5年12月）

(2) 道路

ア 主要地方道

管内	NO	路線名	区間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
			起点	終点							
南部	77	糸満与那原線	糸満市	西原町	S51. 12	17, 804	16, 075	14, 572	90. 7	16, 075	100. 0
	86	南風原知念線	南風原	南城市	H6. 3	16, 005	14, 663	14, 663	100. 0	14, 663	100. 0

イ 一般県道

管内	NO	路線名	区間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
			起点	終点							
南部	17	17号線	南城市大里 字稲嶺	八重瀬町 字港川	S28. 9	5, 926	5, 926	5, 926	100. 0	5, 926	5, 926
	48	48号線	八重瀬町 字外間	南城市玉城 字富里	S28. 9	8, 016	7, 953	7, 189	90. 4	7, 953	100. 0
	137	佐敷玉城線	南城市佐敷 字津波古	南城市玉城 字仲村渠	S47. 4	7, 517	6, 485	6, 485	100. 0	6, 485	100. 0
	138	138号線	南城市佐敷 字津波古	中城湾港 馬天地区	S28. 8	386	386	386	100. 0	386	100. 0
	236	玉城那覇 自転車道	南城市	那覇市	H2. 10	—	—	—	—	—	—

(注) ●総延長は、道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長である。

●実延長は、総延長から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長である。

●路線名及び諸数値については道路施設現況調査（県道路管理課発行）を、また路線の区間については道路管理課資料を参考に作成した。

●路線数欄の括弧書きは、同一路線が指定区間、指定区間外双方に重複している路線数である。

7 避難関係

資料 7-1 避難施設の一覧

(令和 5 年 11 月 1 日現在)

名 称	町丁目名・番（番地）・号	緊急一時 避難施設	地下施設
垣花構造改善センター	玉城字垣花 1 3 7 番地	○	
南城市立仲村渠児童館	玉城字仲村渠 7 2 5 番地	○	
南城市立百名小学校	玉城字百名 5 4 番地	○	
新原公民館	玉城字百名 1 4 2 2 番地	○	
沖縄県立玉城青少年の家	玉城字玉城 4 2 0 番地	○	
中山公民館	玉城字中山 7 5 番地	○	
糸数構造改善センター	玉城字糸数 4 4 番地	○	
喜良原公民館	玉城字喜良原 5 7 番地	○	
親慶原公民館	玉城字親慶原 1 6 3 番地	○	
南城市立玉城中学校	玉城字富里 1 5 3 番地	○	
南城市玉城総合体育館	玉城字富里 2 0 0 番地	○	
南城市玉城野球場	玉城字富里 1 6 7 番地		
南城市玉城陸上競技場	玉城字富里 2 2 2 番地		
當山公民館	玉城字當山 5 4 番地	○	
志堅原公民館	玉城字志堅原 4 8 番地 1	○	
奥武公民館	玉城字奥武 8 0 番地	○	
堀川公民館	玉城字堀川 5 2 3 番地	○	
南城市前川観光交流・防災機能拠点施設	玉城字前川 1 8 0 番地 1	○	
愛地構造改善センター	玉城字愛地 3 7 3 番地	○	
南城市立船越小学校	玉城字船越 9 6 0 番地	○	
南城市立玉城小学校	玉城字屋嘉部 3 番地	○	
南城市立大里北小学校	大里字嶺井 3 9 2 番地	○	
南城市立大里北児童館	大里字嶺井 5 1 5 番地 1	○	
嶺井公民館	大里字嶺井 6 6 番地	○	
南城市大里城址公園	大里字大里 3 8 6 ー 1 番地		
南城市大里内原公園	大里字大里 1 0 7 1 番地		
南風原農村集落総合管理施設	大里字大里 2 0 1 0 番地 1	○	
高齢者能力活用センター	大里字大里 2 2 3 1 番地 1	○	
西原公民館	大里字大里 4 8 7 番地	○	
大城集落センター	大里字大城 7 7 5 番地	○	
真境名公民館	大里字大城 2 2 4 9 番地	○	
大里第二団地集会所	大里字大城 2 5 2 5 番地	○	
稲福高齢者健康センター	大里字大城 1 7 7 9 番地	○	
南城市立大里南児童館	大里字稲嶺 2 1 0 1 番地 8 9	○	
稲嶺構造改善センター	大里字稲嶺 8 0 8 番地	○	
大里グリーンタウン集会所	大里字稲嶺 2 1 2 7 番地 2 3 1	○	
目取真農村集落総合管理施設	大里字稲嶺 2 7 6 0 番地	○	
湧稲国農村集落総合管理施設	大里字稲嶺 1 0 9 5 番地 1	○	
南城市立大里南小学校	大里字仲間 1 3 7 5 番地	○	
平川コミュニティセンター	大里字高平 7 0 4 番地	○	
銭又コミュニティセンター	大里字高平 4 7 3 番地	○	
南城市立大里中学校	大里字仲間 9 7 8 番地	○	

名 称	町丁目名・番（番地）・号	緊急一時 避難施設	地下施設
南城市立大里こども園	大里字仲間 9 1 8 番地の 1	○	
南城市大里農村環境改善センター	大里字仲間 9 2 8 番地	○	
当間集落センター	大里字仲間 1 0 8 番地の 2	○	
大里団地集会所	大里字仲間 1 番地 2	○	
仲程農村集落総合管理施設	大里字仲間 9 3 4 番地の 1	○	
古堅農村集落総合管理施設	大里字古堅 1 5 5 番地の 1	○	
福原コミュニティセンター	大里字古堅 8 0 0 番地 2	○	
島袋コミュニティセンター	大里字古堅 1 3 7 9 番地	○	
伊原農村広場	佐敷字伊原 4 0 9 番地		
伊原公民館	佐敷字伊原 2 8 7 番地	○	
手登根農村広場	佐敷字手登根 1 番地		
手登根公民館	佐敷字手登根 5 2 番地	○	
南城市立佐敷小学校	佐敷字佐敷 1 1 9 3 番地	○	
つきしろ児童公園	佐敷字佐敷 1 6 7 8 番地 2 5 9		
佐敷農村広場	佐敷字佐敷 2 0 番地		
南城市文化センター	佐敷字佐敷 3 0 7 番地	○	
南城市立佐敷こども園	佐敷字佐敷 1 2 4 6 番地 2	○	
佐敷公民館	佐敷字佐敷 4 2 0 番地	○	
つきしろ公民館	佐敷字佐敷 1 6 7 8 番地 1 9 9	○	
富祖崎公民館	佐敷字富祖崎 3 8 5 番地 1	○	
富祖崎公園	佐敷字仲伊保 3 9 0 番地 2		
南城市さしきスポ・レクセンター	佐敷字仲伊保 3 9 0 番地 2	○	
仲伊保公民館	佐敷字仲伊保 3 8 8 番地の 2	○	
屋比久児童公園	佐敷字屋比久 6 6 番地		
外間農村広場	佐敷字屋比久 1 5 9 番地		
屋比久公民館	佐敷字屋比久 1 4 番地	○	
外間公民館	佐敷字屋比久 1 8 9 番地	○	
南城市立佐敷中学校	佐敷字兼久 1 6 番地 1	○	
兼久構造改善センター	佐敷字兼久 3 7 番地 1	○	
新里農村広場	佐敷字新里 7 0 1 番地		
新里公民館	佐敷字新里 6 7 7 番地 2	○	
南城市立馬天小学校	佐敷字津波古 1 8 0 0 番地	○	
津波古児童公園	佐敷字津波古 1 4 1 5 番地 2		
馬天児童公園	佐敷字津波古 3 7 4 番地		
津波古公民館	佐敷字津波古 1 4 4 番地	○	
新開公園	佐敷字新開 1 番地 2 3 7		
南城市佐敷農村婦人の家	佐敷字新開 1 番地 4 1 9	○	
南城市佐敷農産物直売所	佐敷字新開 1 番地 2 4 0	○	
南城市立ひまわり児童館	佐敷字新開 1 番地 7 3	○	
南城市老人福祉センター	佐敷字新開 1 番地 2 4 0	○	
新開児童公園	佐敷字新開 1 番地 4 1 7		
新開公民館	佐敷字新開 1 番地 7 0	○	
南城市立久高小中学校	知念字久高 4 6 番地	○	
南城市安座真観光交流・防災機能拠点施設	知念字安座真 1 5 1 番地	○	
知名むらやー	知念字知名 8 7 番地	○	
海野公民館	知念字海野 2 4 4 番地 2	○	
南城市知念体育館	知念字久手堅 5 3 2 番地	○	

名 称	町丁目名・番（番地）・号	緊急一時 避難施設	地下施設
南城市立知念小学校	知念字久手堅 6 7 9 番地	○	
南城市立知念中学校	知念字久手堅 7 0 0 番地	○	
久手堅公民館	知念字久手堅 1 0 3 番地	○	
吉富コミュニティ供用施設	知念字吉富 1 0 6 番地 2	○	
知念公民館	知念字知念 5 3 6 番地	○	
具志堅公民館	知念字具志堅 2 2 番地	○	
山里公民館	知念字山里 2 2 番地	○	
南城市志喜屋漁港多目的広場	知念字志喜屋 9 番地 2		
志喜屋公民館	知念字志喜屋 4 2 8 番地	○	
南城市新開多目的広場	佐敷字新開 1 番地 4 1 8		
南城市営新開球場	佐敷字新開 1 番地 4 1 7		
久高地区津波避難施設	知念字久高 4 6 番地	○	
南城市立知念児童館	知念字久手堅 2 2 番地	○	
南城市立大里中央児童館	大里字大城 2 5 5 5 番地 1	○	
百名公民館	玉城字百名 1 0 4 番地 1	○	
玉城公民館	玉城字玉城 1 6 5 番地 1	○	
富里公民館	玉城字富里 9 2 番地	○	
屋嘉部公民館	玉城字屋嘉部 3 4 番地	○	
船越公民館	玉城字船越 1 0 8 番地	○	
高宮城公民館	大里字高平 8 5 番地	○	
大里第 2 グリーンタウン集会所	大里字稲嶺 2 2 3 4 番地 1 6 4	○	
県営団地自治会連絡事務所	佐敷字新開 1 番地 3 1 5	○	
仲伊保団地集会場	佐敷字仲伊保 4 8 8 番地 1	○	
久原公民館	知念字久原 4 2 番地 1	○	
久高島離島振興総合センター	知念字久高 2 3 1 番地 2	○	
南城市立玉城こども園	玉城字屋嘉部 7 6 番地	○	
南城市立知念こども園	知念字久手堅 6 7 9 番地	○	

資料：沖縄県避難施設一覧（R5.4.1 現在）を一部修正